

浦 介 第 51 号
令和2年4月10日

市内 介護サービス提供事業所
市内 居宅介護支援事業所
市内 介護予防支援事業所 各位

浦安市福祉部長

緊急事態宣言発令に伴う事業運営について

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

令和2年4月7日に発令された国の緊急事態宣言を踏まえ、千葉県における措置の内容が示され、県及び浦安市が所管する各事業所には通知を発出いたしました。

千葉県の基本的な考え方として、外出自粛要請など国の基本的対処方針に沿った措置を行い、社会機能を停止させるような施策は実施せず、県民一体となって徹底した感染防止対策に取り組む、とされています。

浦安市としても、国・県の考え方に沿って進めてまいりたいと考えております。現時点では、各介護保険施設・事業所へ休業等の要請は行いませんが、今後、公衆衛生上の観点や国・県の動向から休業を要請する場合がありますので、ご注意ください。

この困難な状況下で、介護や支援が必要な方々が安心して過ごすために、要介護者等を支援する皆さま、ことにケアマネジャーの皆さまにおかれましては、**感染拡大の恐れが減少するまで当面の間、利用者の安全と、ADLおよびQOLの維持を念頭に置き、サービスの必要性を再度ご検討をお願いします。**

そのうえで、サービス内容の変更（在宅でもケアが可能な場合には通所するのではなく在宅でサービスを受けられるようにする等）やサービス提供時間の短縮等、集団感染を防ぐための適切な対応を改めてお願いいたします。

制度開始以来の最大の危機であると思いますが、利用者の安全と安心のために、皆さまのより一層のご理解ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

浦安市福祉部介護保険課 給付・指導係
TEL:047-712-6406（係直通）